

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	令和3年(ワ)第4813号
事 件 名	国家賠償請求事件
判決年月日	令和5年3月27日
判 示 事 項	<p>国家公務員である職員各自が超勤時間報告表に入力することにより職員の超過勤務時間数の把握がされている職場において、超勤時間報告表に入力された超過勤務時間数によれば客観的に過重業務といえない勤務状況にあった職員が実際は公務に起因するうつ病を発症した後、自殺したことについて、当該職員の超勤時間報告表に入力された勤務時間が実態と整合しない疑いが生じたとはいえない以上、当該職員の所属課の長が当該職員の勤務時間の実態を調査するためにセキュリティゲートの通過記録やパソコンのログ記録等を調査すべきであったとはいえないとして、安全配慮義務違反に基づく国家賠償責任が否定された事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、国の行政機関に勤務していた国家公務員Aが、公務に起因するうつ病を発症した後、自殺したことについて、Aの相続人であるX1らが、Aの自殺は、Aの所属課の長が、Aに対する職務上の安全配慮義務に違反したことによるものである旨主張して、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	69巻10号